

認定こども園に係るアンケート調査の結果について  
～保護者の8割・施設の9割が認定こども園を評価～

○ 調査の趣旨について

認定こども園制度については、平成18年10月に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」に基づき、運用しているところである。

認定こども園の認定件数は着実に増えつつあるが、制度創設から1年以上が経過し、現場における運用上の課題についての指摘の声もあることから、地方公共団体をはじめ施設や保護者の要望や意見を把握し、認定こども園が一層積極的に活用されるよう、本年3月に今回の調査を実施したところである。

○ 調査対象について

今回の調査は、都道府県を通じ、認定を受けた施設を利用している保護者、認定を受けた施設、認定を受けた施設のある市町村及びすべての都道府県に対して実施した。（調査時点：平成20年3月1日現在）

その回答数は以下のとおりである。

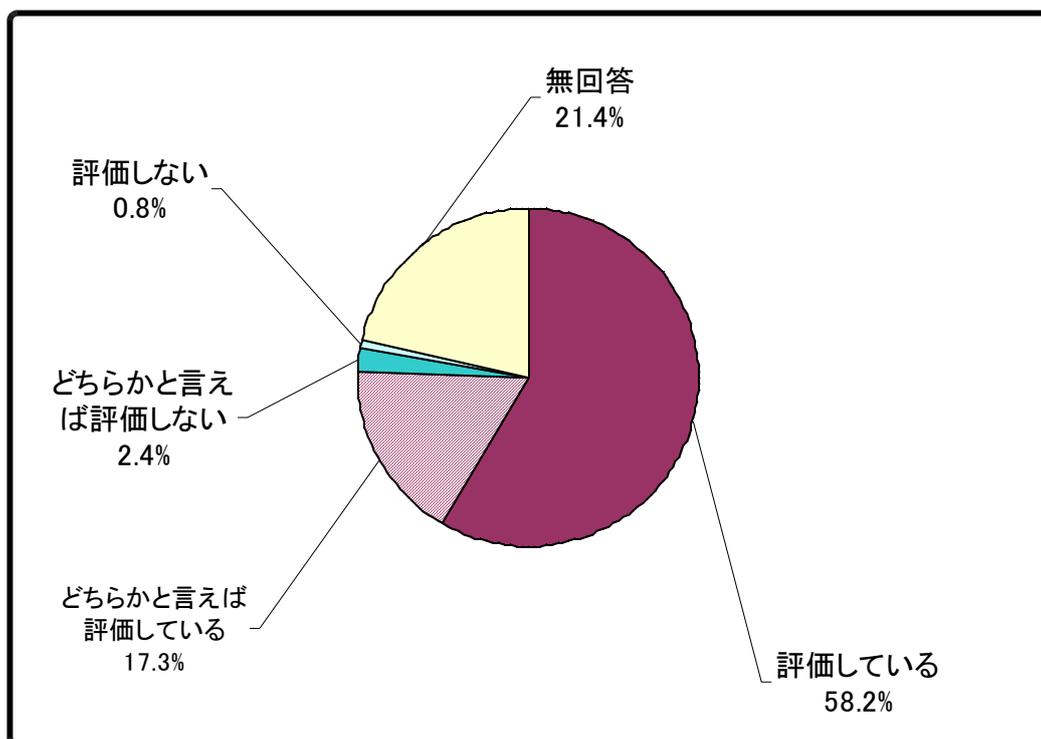
- (1) 認定を受けた施設を利用している保護者・・・1170
- (2) 認定を受けた施設・・・・・・・・・・・・・・・・130
- (3) 認定を受けた施設のある市町村・・・・・・・・96
- (4) 都道府県・・・・・・・・・・・・・・・・47

## 1 認定を受けた施設を利用している保護者に対する調査の結果について

- 認定を受けた施設を利用している保護者の8割近くが、認定こども園を評価している。
- 具体的には、「保育時間が柔軟に選べる」、「就労の有無にかかわらない施設利用」、「教育活動の充実」などの点で評価している。
- 回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきであると答えている。

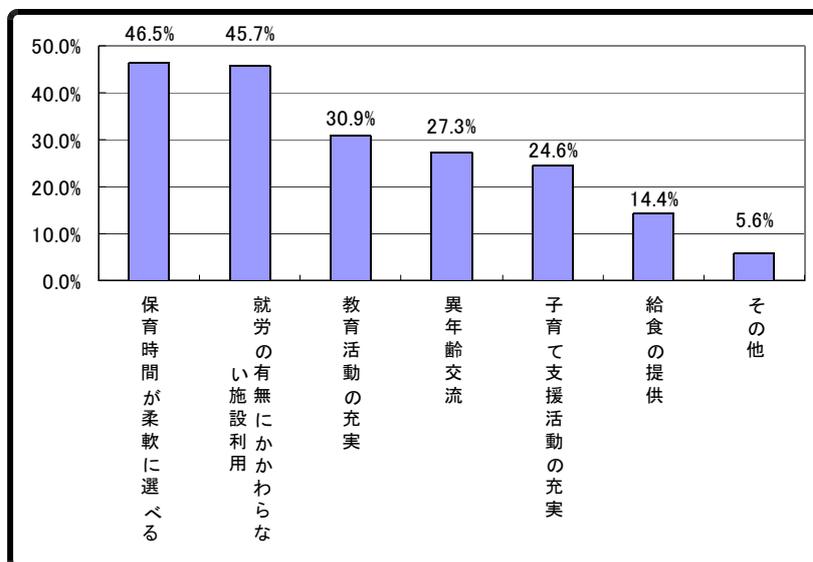
### (1) 認定を受けたことへの評価について

「評価している」及び「どちらかと言えば評価している」と答える保護者の割合は75.5%となっており、8割近くの保護者から、認定こども園は評価を受けている。



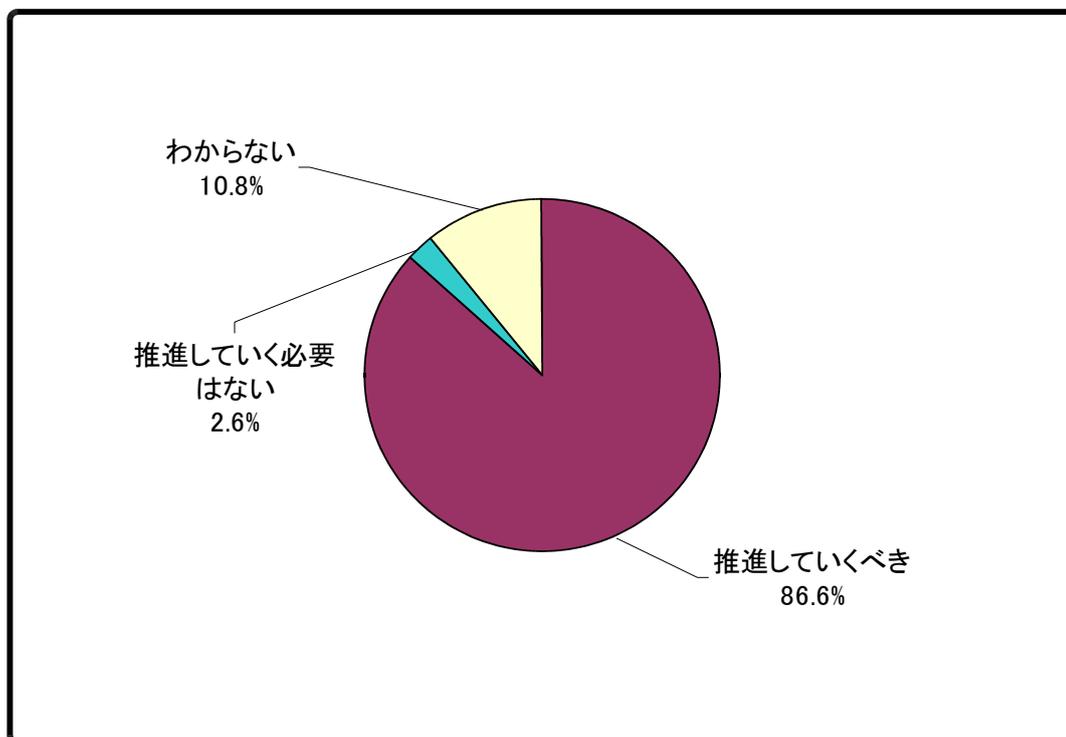
(2) 評価している点について（複数回答）

具体的には、「保育時間が柔軟に選べること」、「就労の有無にかかわらずない施設利用」や「教育活動の充実」などの点が評価されている。



(3) 今後の認定こども園制度のあり方について

回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきとしている。



## 2 認定を受けた施設に対する調査の結果について

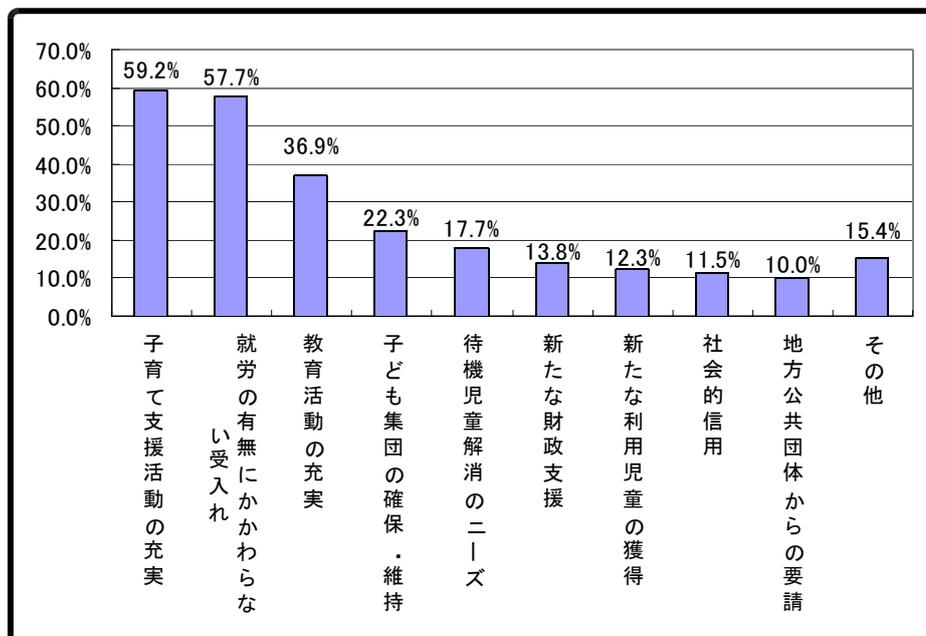
- 認定こども園の認定を受けた施設の9割以上が、認定を受けたことを良かったと答えている。
- 具体的には、「子育て支援活動の充実」(特に幼稚園型)、「就労の有無にかかわらず受入れ」(特に保育所型)、「教育活動の充実」などを挙げている。
- しかしその一方、行政が取り組むべき課題として、「文科省と厚労省との連携」、「財務状況の改善」、「会計事務処理の簡素化」などが挙げられている。

### (1) 認定こども園の認定を受けた理由について(複数回答)

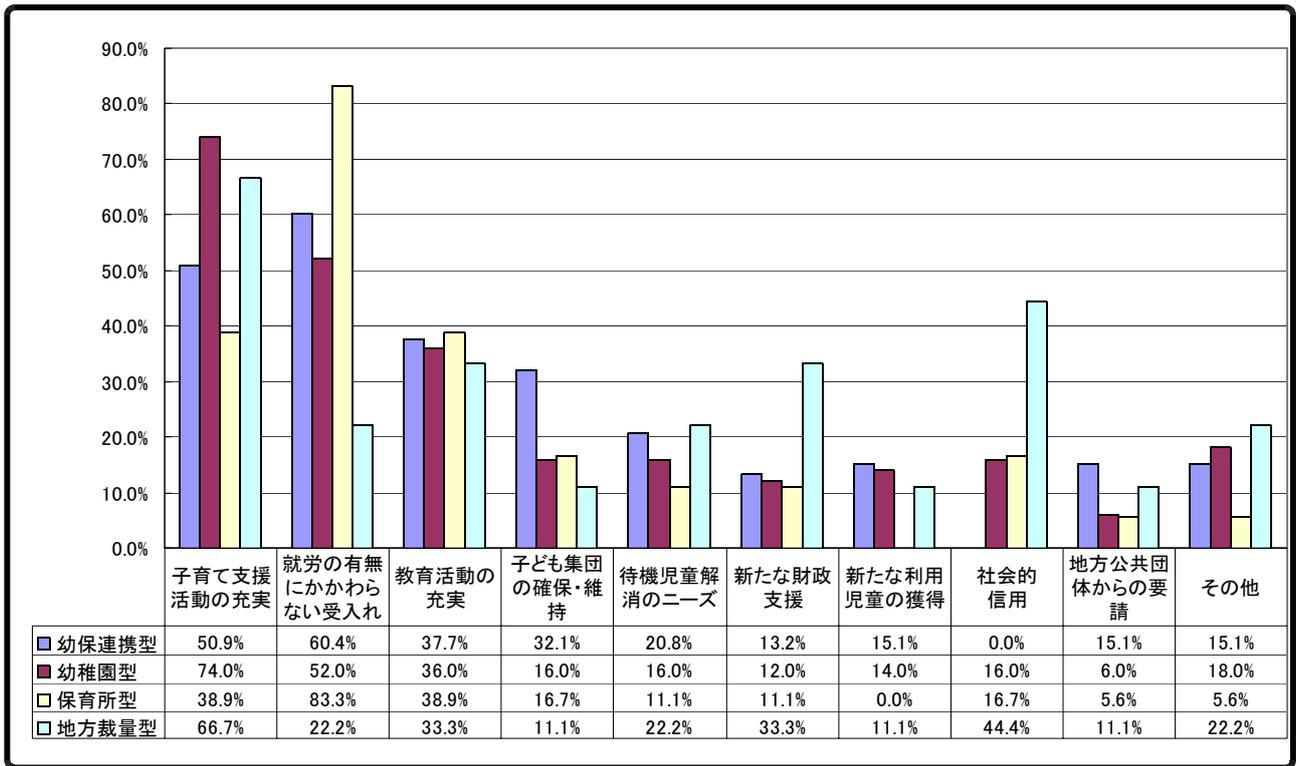
5割以上の施設が認定を受けた理由として、「子育て支援活動の充実」と、「就労の有無に関わらない受入れ」を挙げている。

類型別に見ると、幼稚園型では「子育て支援活動の充実」が、保育所型では「就労の有無にかかわらず受入れ」がそれぞれ一番多く挙がっており、認定こども園制度の趣旨や特色を反映した回答となっている。

地方裁量型については、「新たな財政支援」や「社会的信用の向上」が多く挙げられている。

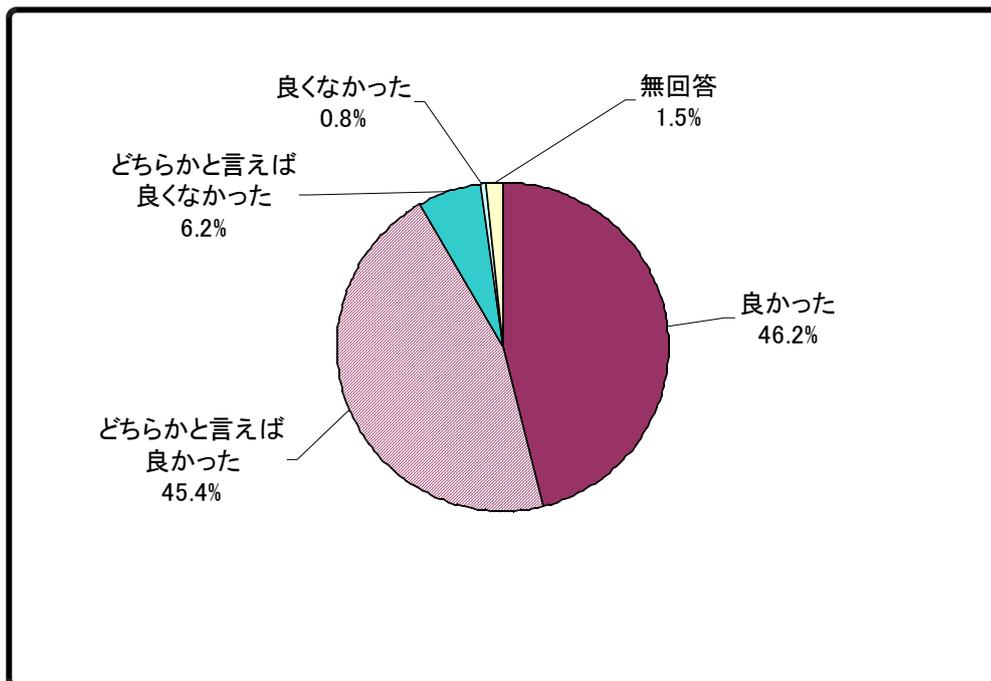


〈類型別〉

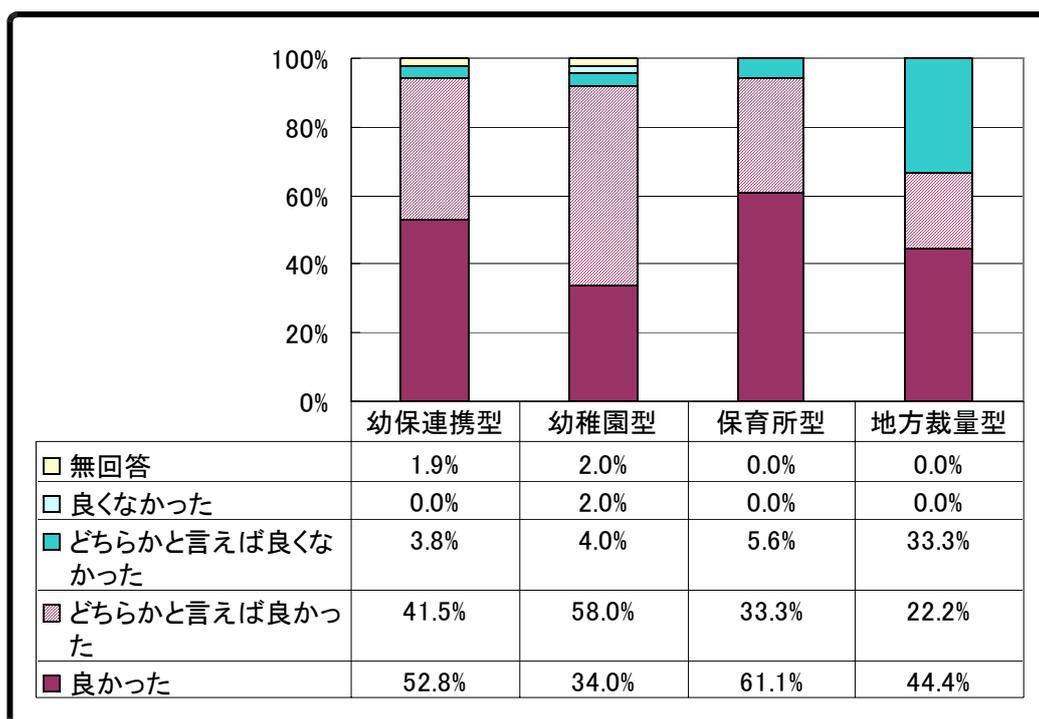


(2) 認定を受けた感想について

認定こども園の認定を受けた施設の9割以上が、認定を受けたことを良かったと答えている。



〈類型別〉

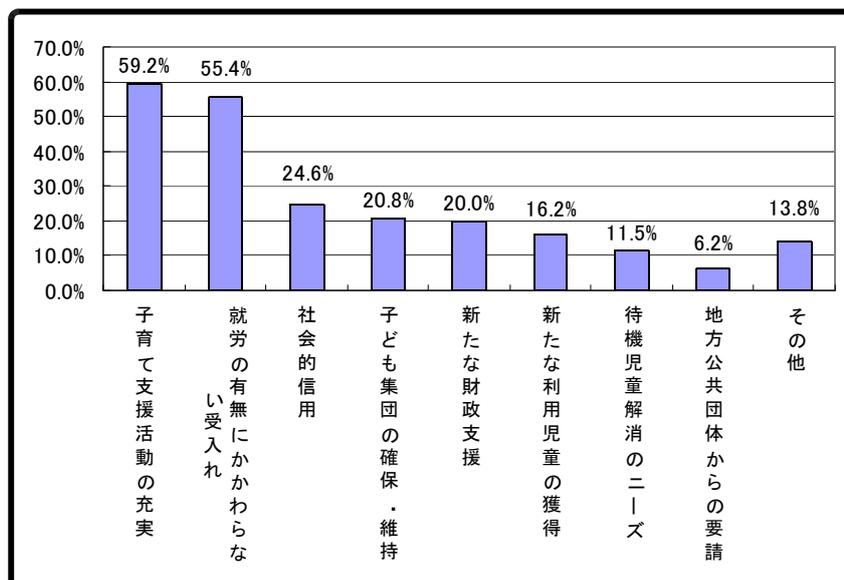


(3) 認定を受けて良かったと考える点について（複数回答）

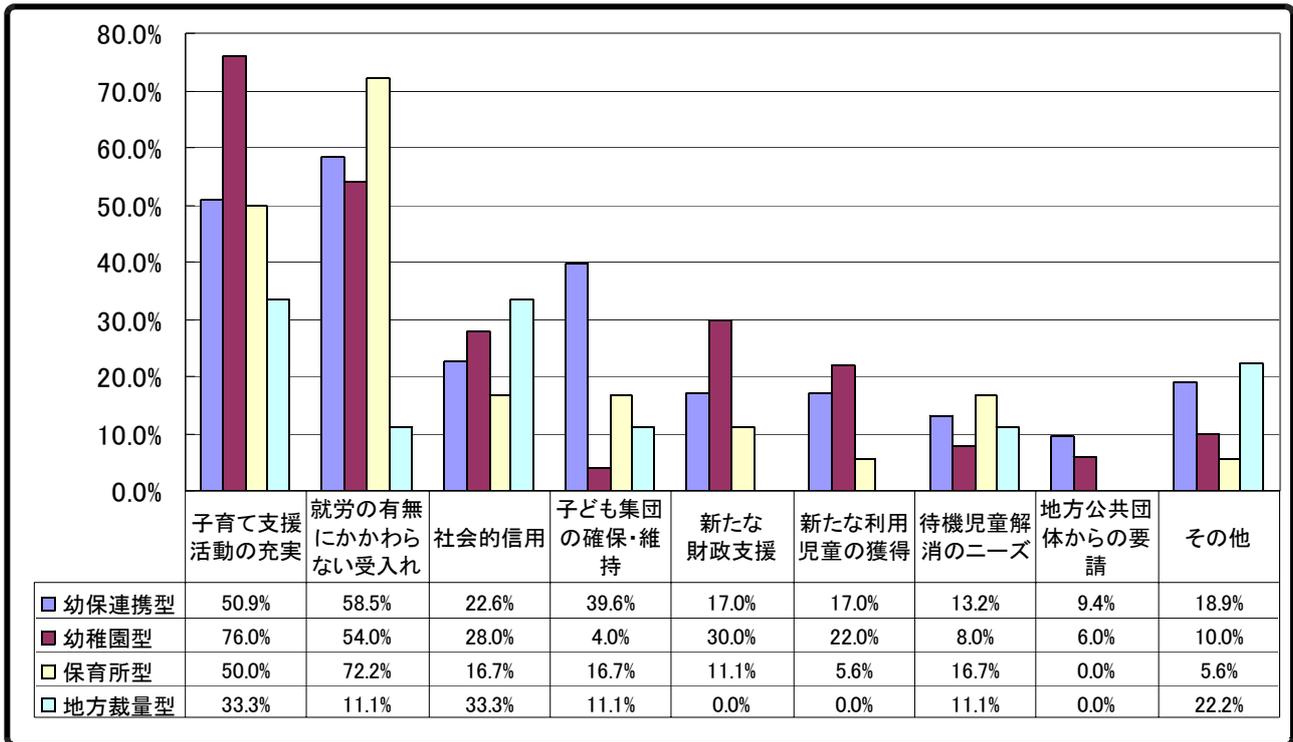
5割以上の施設が、「子育て支援活動の充実」と、「就労の有無に関わらない受入れ」を挙げている。

類型別に見ると、幼稚園型では「子育て支援活動の充実」が、保育所型では「就労の有無にかかわらない受け入れ」が一番多く挙げられている。

地方裁量型については、「社会的信用」については得られたが、「新たな財政支援」について挙げた施設はなかった。

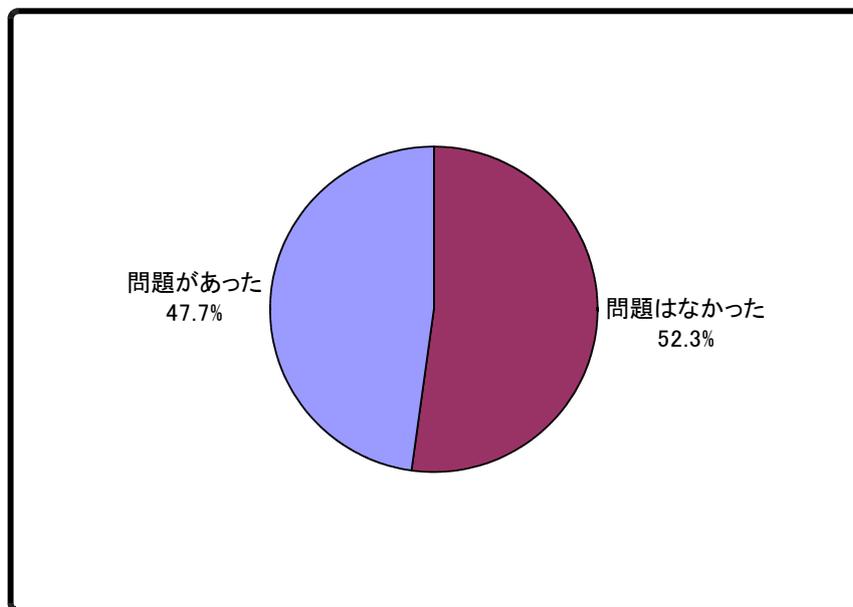


〈類型別〉

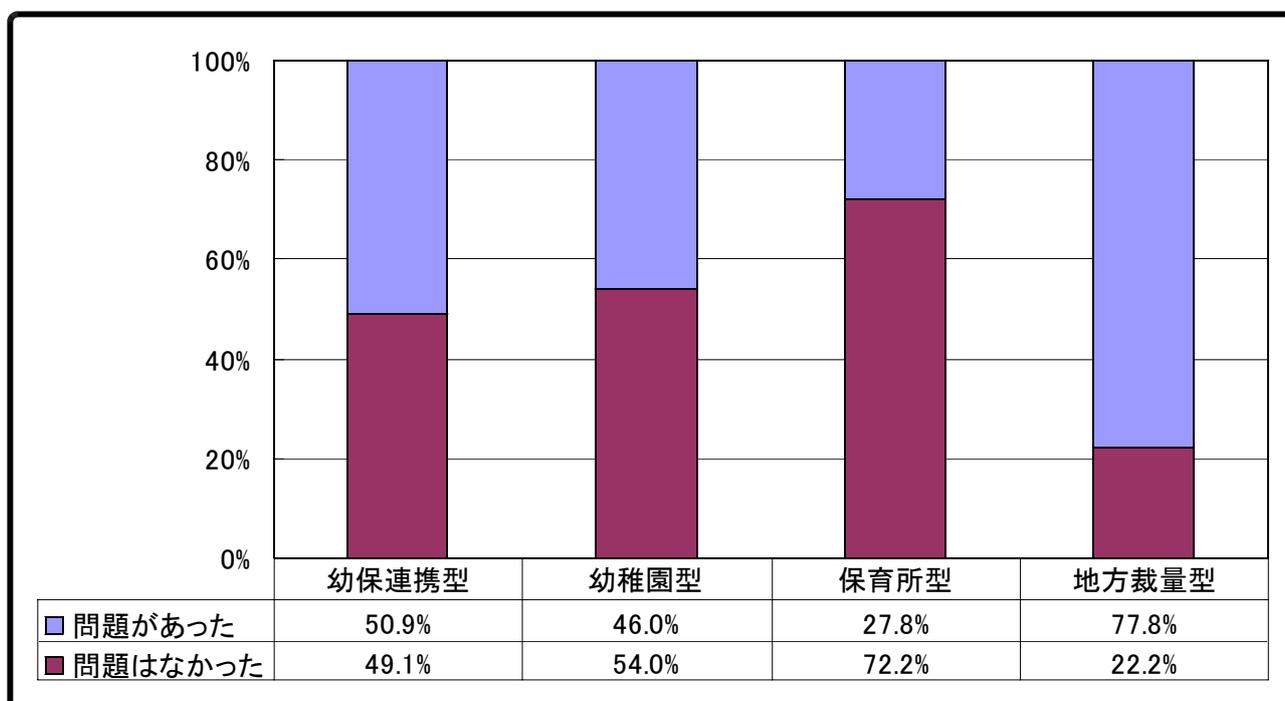


(4) 認定を受ける際の準備段階における問題について

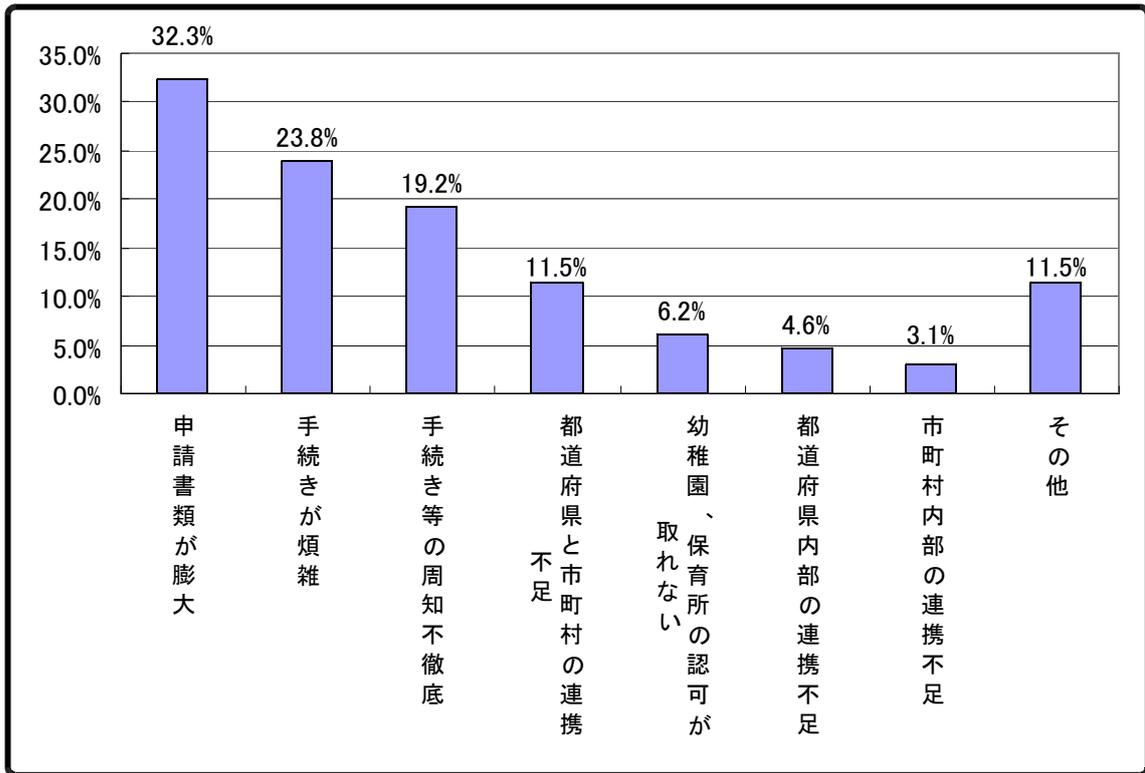
認定を受ける際の準備段階においては、特に施設類型による大きな違いは見られず、5割以上の施設が問題はなかったと答える一方、同程度の割合の施設が問題があったと答えており、その理由として「申請書類が膨大」、「手続きが煩雑」などが挙げられている。



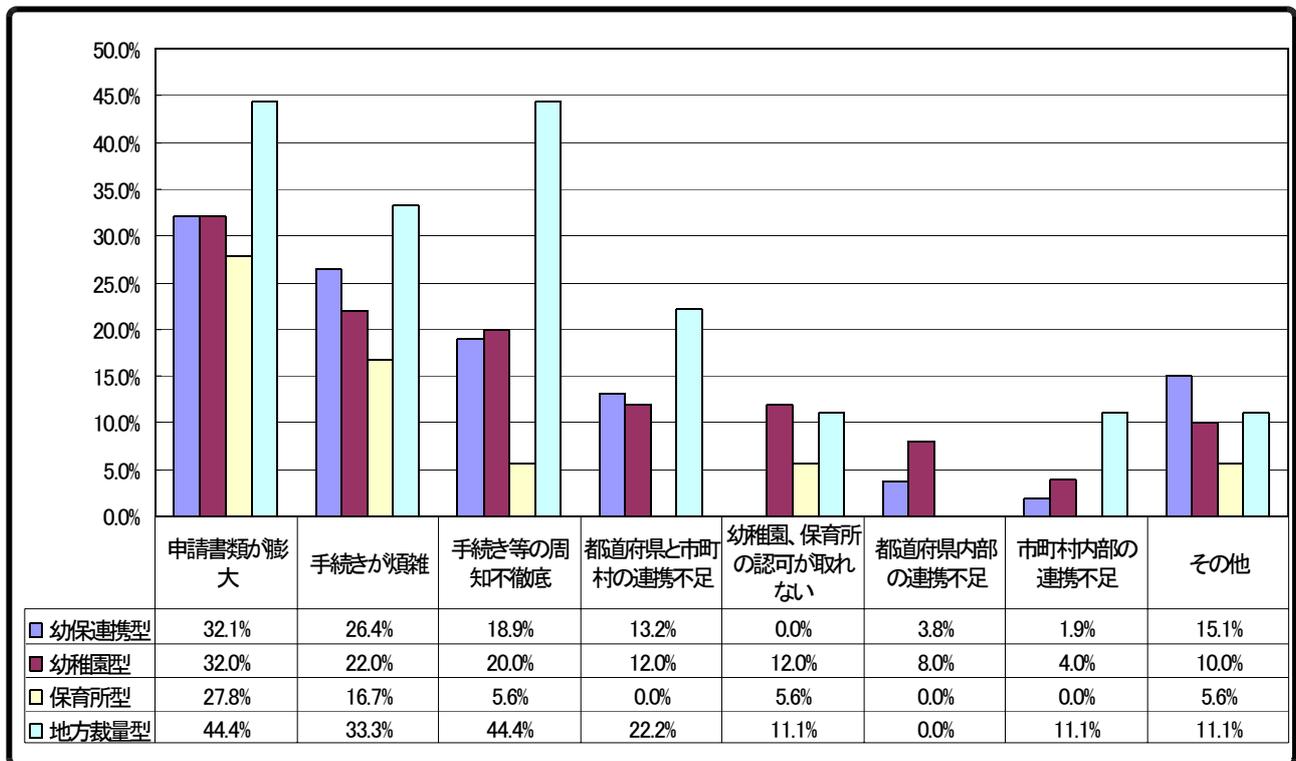
〈類型別〉



(問題があった場合の理由)



〈類型別〉

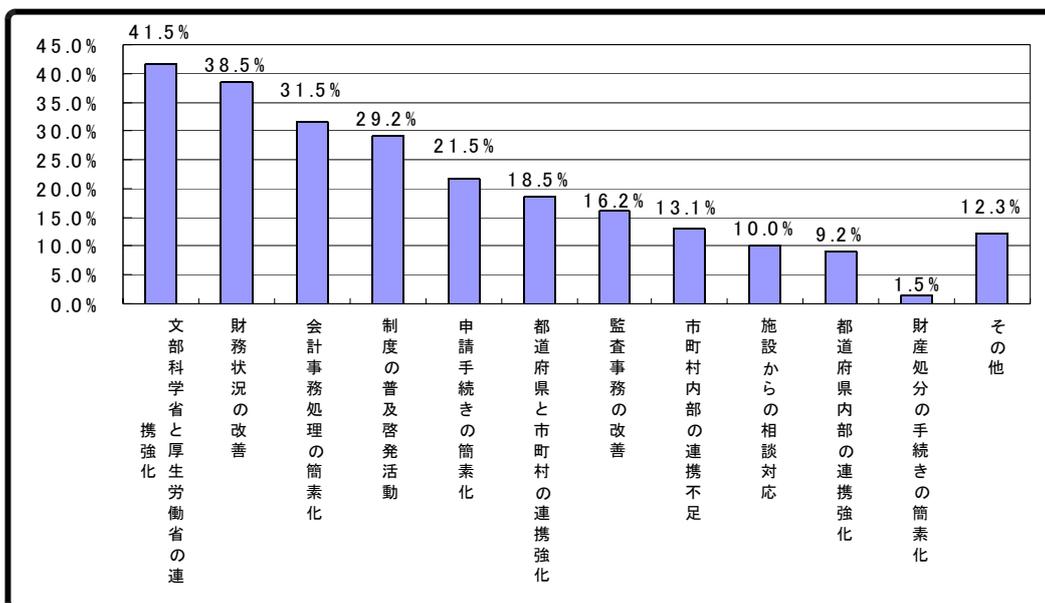


(5) 行政が取り組むべき課題について

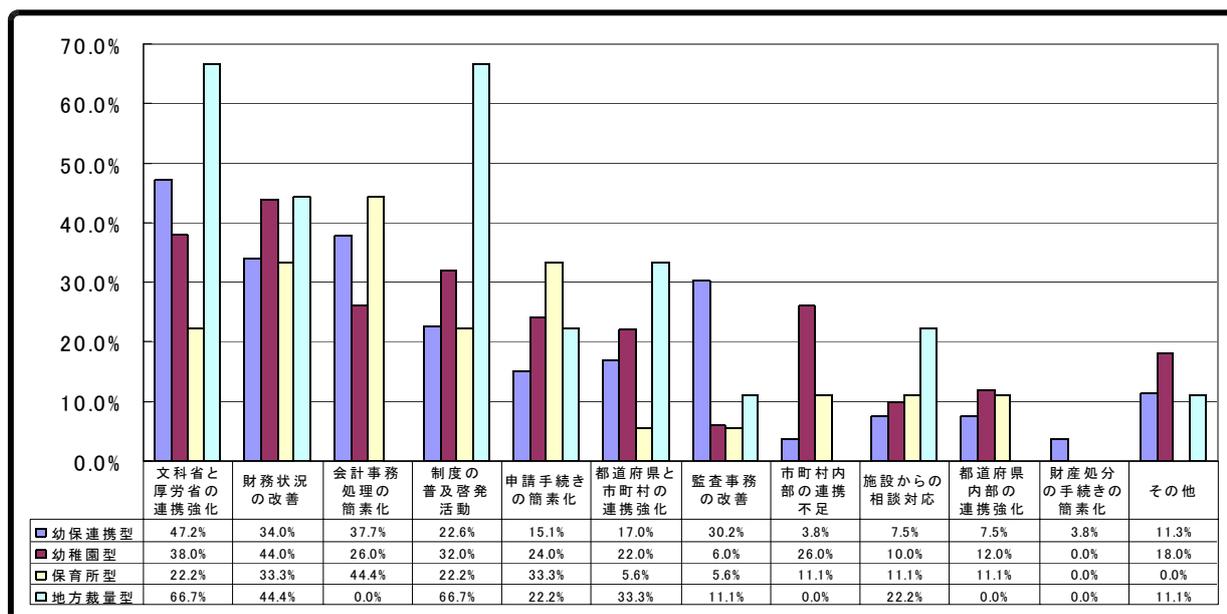
約4割の施設が、行政が取り組むべき課題として、「文科省と厚労省との連携強化」と答えている。

その他、「財務状況の改善」、「会計事務処理の簡素化」、「制度の普及啓発」などを挙げる施設も多い。

また、類型別に見ると、幼保連携型では「文科省と厚労省の連携強化」が、保育所型では「会計事務処理の簡素化」が、幼稚園型では「財務状況の改善」が、地方裁量型では「文科省と厚労省の連携強化」や「制度の普及啓発活動」がそれぞれ多く挙げられている。



〈類型別〉

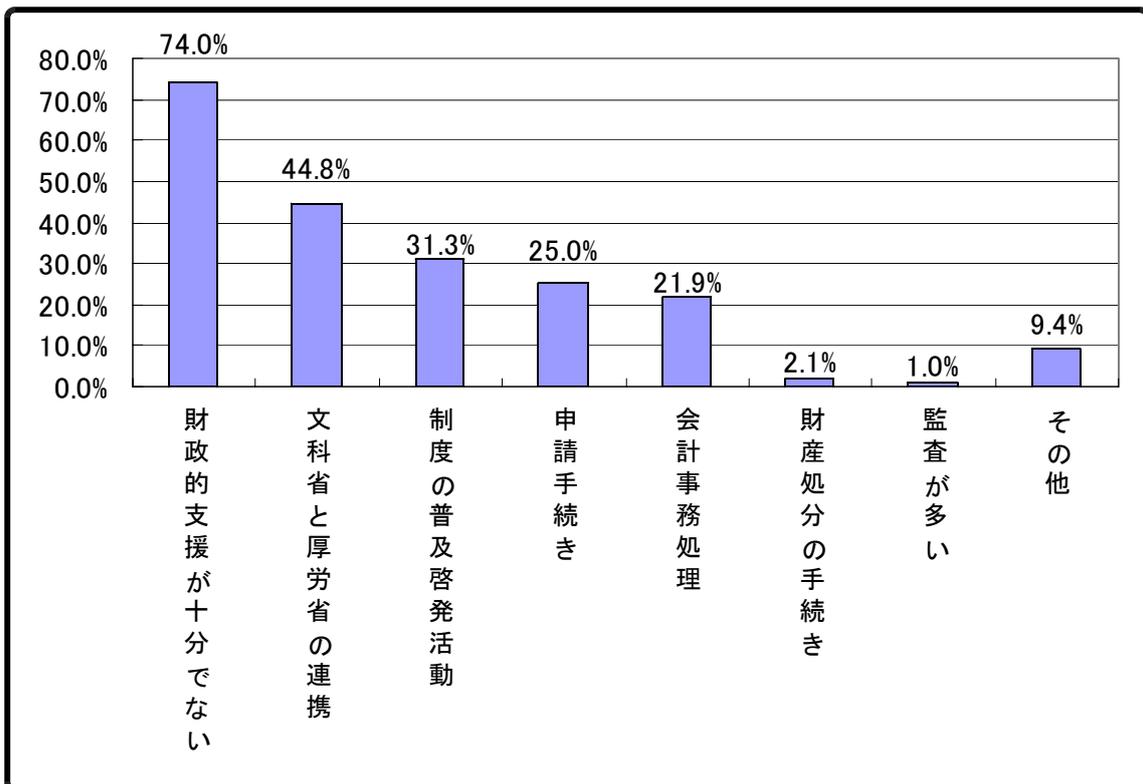


### 3 認定を受けた施設がある市町村に対する調査の結果について

- 認定を受けた施設がある市町村においては、国及び都道府県が取り組むべき課題としては「財政的支援」や、「文科省と厚労省の連携」、「制度の普及啓発活動」等を挙げている。
- 市町村自ら取り組むべき課題としては、「都道府県との連携」、「制度の普及啓発活動」等を挙げている。

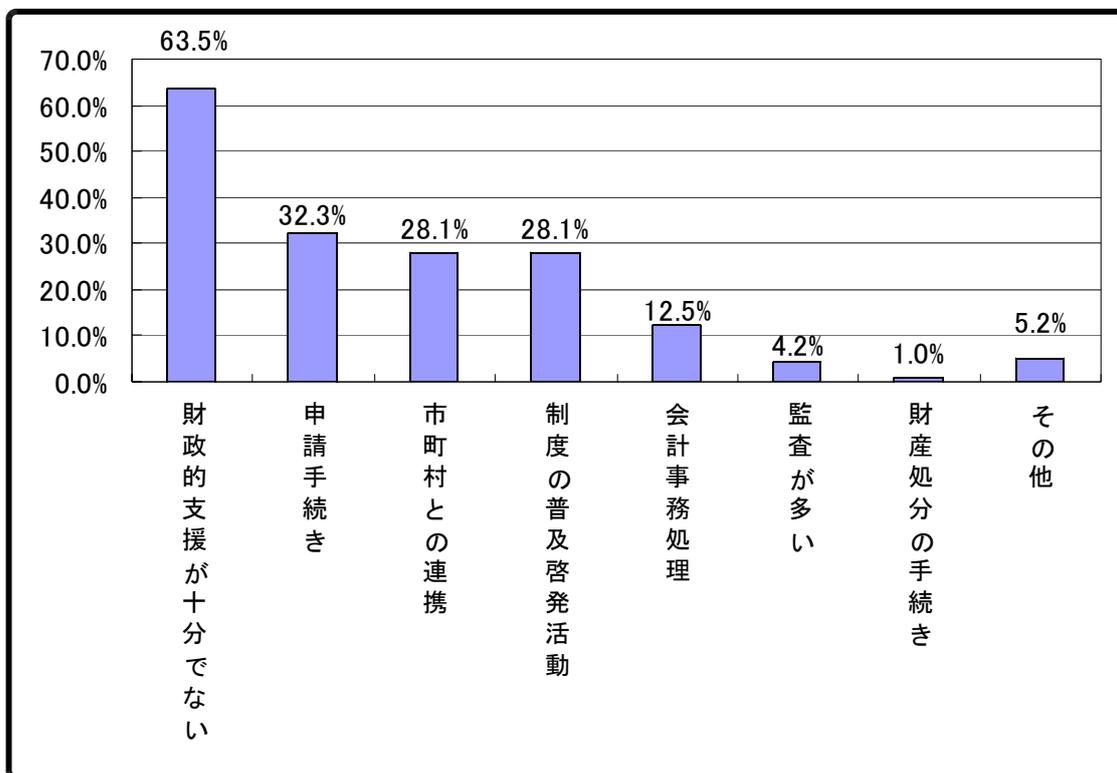
#### (1) 国として取り組むべき課題について

国が取り組むべき課題として、「財政的支援が十分ではない」との回答が最も多く、「文科省と厚労省の連携」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



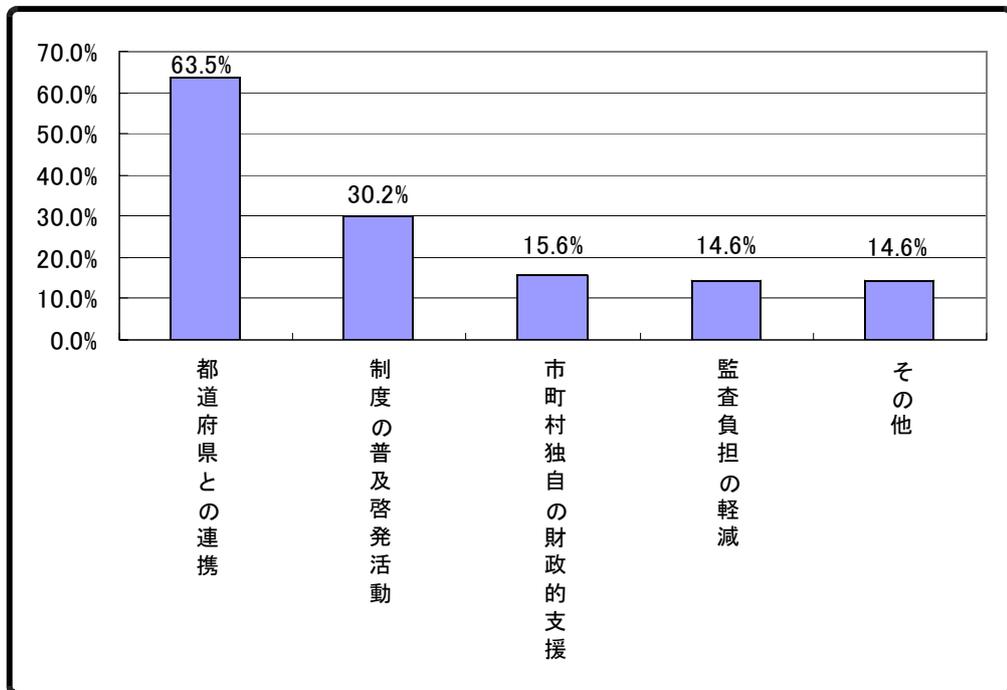
(2) 県として取り組むべき課題について

県が取り組むべき課題として、「財政的支援が十分ではない」との回答が最も多く、「申請手続き」、「市町村との連携」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



(3) 市として取り組むべき課題について

6割以上の市町村が、市として取り組むべき課題について、「都道府県との連携」と答えており、「制度の普及啓発活動」、「市町村独自の財政的支援」等の回答が続いている。

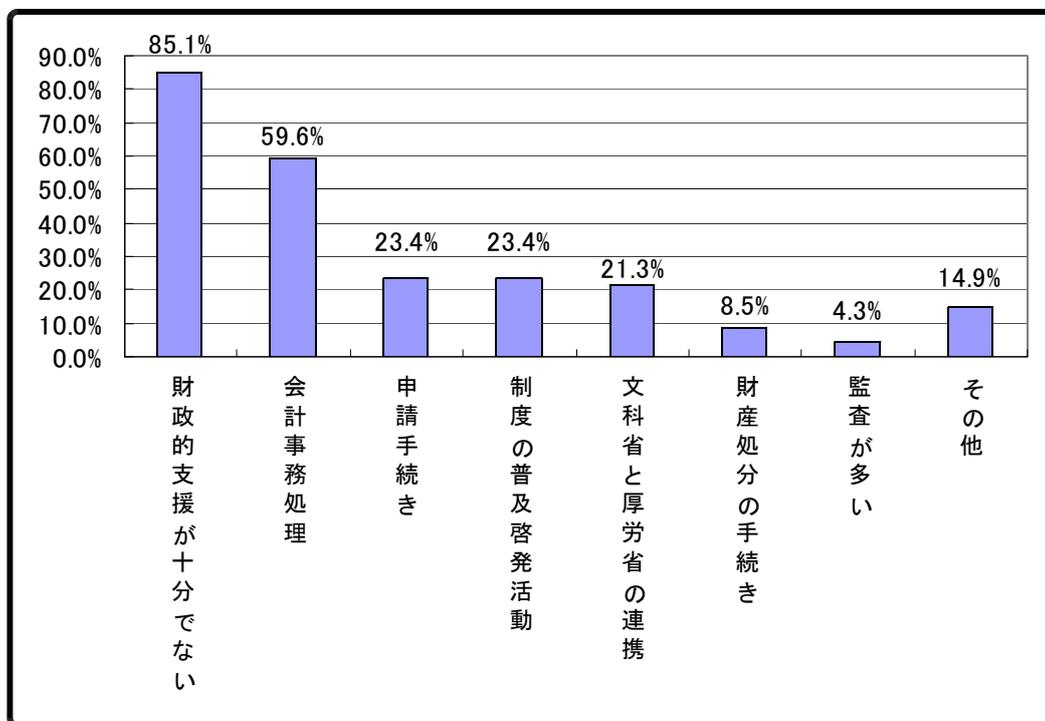


#### 4 都道府県に係る調査の結果について

- 都道府県においては、国が取り組むべき課題としては「財政的支援」や「会計事務処理」等を挙げている。
- 都道府県自ら取り組むべき課題としては、市町村と同様に「市町村との連携」を挙げている。

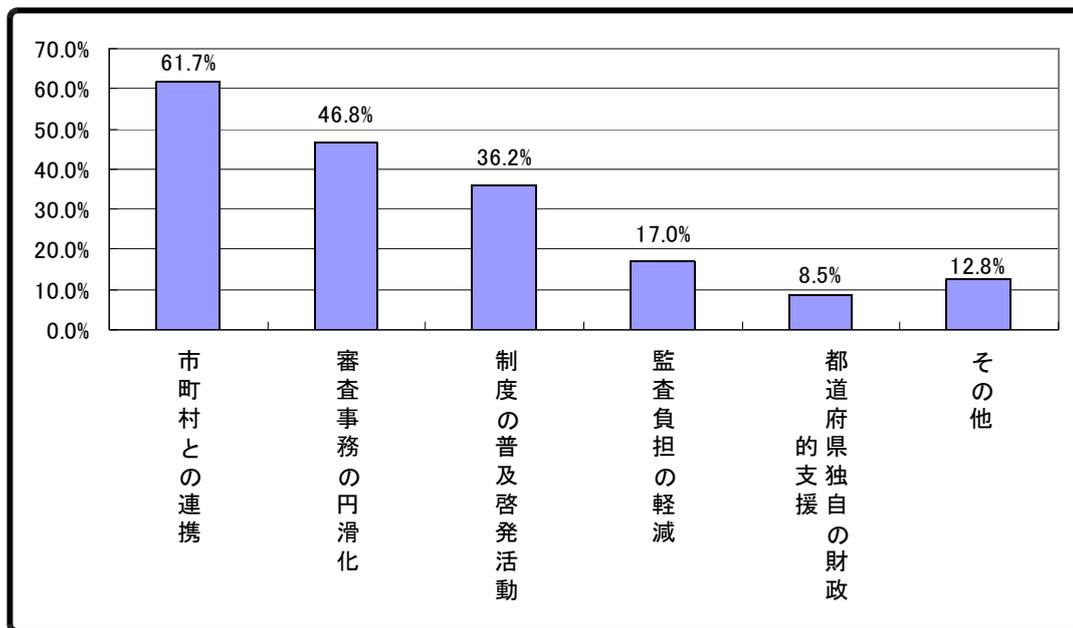
##### (1) 国として取り組むべき課題について

国が取り組むべき課題として、「財政的支援が十分でない」との回答が最も多く、「会計事務処理」、「申請手続き」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



(2) 県として取り組むべき課題について

県として取り組むべき課題については、「市町村との連携」との回答が最も多く、「審査事務の円滑化」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



(3) 認定が行われていない、あるいは認定・認定申請数が見込みよりも少ない理由について

「財政的支援が手薄」との回答が最も多く、「認定を希望する施設がない」、「認定基準に適合しない」等の回答が続いている。

